

公 示 第 2 1 0 号  
令和 8 年 2 月 2 0 日

被 保 険 者 各 位

姫路市大津区勘兵衛町4丁目1  
虹 技 健康保険組合  
理事長 井上 文男



## 健康保険任意継続被保険者の標準報酬月額について

令和 8 年度 任意継続被保険者の標準報酬月額を、資格喪失時の標準報酬月額

(ただし、その額が 5 3 0, 0 0 0 円を超えるときは 5 3 0, 0 0 0 円) といたします。

附 則

この公示は、令和 8 年 4 月 1 日から適用します。

以 上

※健康保険法第 4 7 条第 2 項で、健康保険組合の規約で定めることで 任意継続被保険者の標準報酬月額を、平均標準報酬月額を超える額で上限を設定した資格喪失時の標準報酬月額とすることができる」と規定されています。

よって、当健保においても、規約の第 4 4 条第 2 項で規定しております。

なお、上限を設定した理由は、以下のとおりです。

(理由) 高額療養費制度の自己負担限度額区分で、上位所得者とされる標準報酬月額の下限が 5 3 0, 0 0 0 円となっており、退職時の標準報酬月額が高額な上位所得者の負担を考慮したためです。